

2024 年度入学試験問題 出題趣旨（刑事訴訟法）

概念の定義に対する理解の正確さ、条文とその趣旨の理解の程度、判例を丁寧に読む姿勢の有無を確認するために出題した。いずれも法曹実務家として必要なものだと考える。

小問 1 は、刑事訴訟法上の自白の意味を確認するものである。

小問 2 は、自白の補強法則の意味と趣旨を確認するものである。自白の補強法則は、憲法 38 条 3 項、刑訴法 319 条 2 項で定められている。趣旨については議論があるが、①捜査機関による自白強要を防ぐため、②自白を過大評価することによる事実認定の誤りを防ぐため、架空の事件により処罰することを防ぐためとする各見解を確認することができる。憲法と刑事訴訟法がそれぞれ定める補強法則の相違として、刑事訴訟法 319 条 2 項が明確に「公判廷における自白であると否とを問わず」補強法則を適用できるとしている点を挙げることができる。憲法 38 条 3 項はこの点が明確ではないところ、判例は憲法 38 条 3 項は公判廷の自白を含まないとする理解を採用している（最大判昭和 23 年 7 月 29 日刑集 2 巻 9 号 1012 頁）。これらの点の理解を確認するものである。

小問 3 は、自白の補強証拠をどの範囲について求めるかに関して議論があるところ、問題文において提示された判例がどのような理解を前提として説示されたものとして読むことが可能かを問うものである。いわゆる実質説や罪体説といった諸見解が主張されているが、この判例はいずれの立場からも説明がなされている。解答も複数の考え方がありうる。